手形貸付期限延長にかかる
手数料改定のお知らせ

このことについて、令和 7 年 10 月から徴収しています手形貸付期限延長手数料を改定いたします。改定後は、信用保証付融資にも手数料がかかることになります。これは信用保証付融資の審査にかかる事務負荷の見直しによるもので、次のように実施いたします。

１．改定内容

	改定後	改定前
対象となるご融資	手形貸付（信保付融資を含む）（注１） ※住宅ローン、賃収物件、事業性設備資金にかかるつなぎ融資および預金担保貸付は除きます。	手形貸付（信保付融資は対象外） ※同左
対象取引	期限延長	同左
手形貸付延長手数料	1 回につき 11,000 円（消費税を含む）	同左

（注１）広島県融、広島市融の制度融資は対象外とします。

２．実施日

令和９年２月１日（月）

※実施日前に実行した既存の手形貸付も対象となります。

ご不明な点がございましたら、窓口でおたずねください。

一番気やすい
シシンヨー
広島市信用組合

［R 08. 11］